

鯖江市環境教育支援センター指定管理者選定委員会開催経過および選定結果について

鯖江市環境教育支援センターの指定管理者の更新に当たり、次のとおり指定管理者候補者を選定した。指定管理者としては、地方自治法の規定により令和7年12月定例市議会の議決を経た後に、正式に指定することとなる。

1 施設概要

所 在 地 鯖江市中野町第73号11番地

施設の名称 鯖江市環境教育支援センター

2 募集の概要

募 集 期 間 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)

応 募 団 体 特定非営利活動法人 エコプラザさばえ

所在地 鯖江市中野町第73号11番地

代表者 岡田 秀雄

3 指定管理者の候補者

選定された団体 特定非営利活動法人 エコプラザさばえ

4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 審査の概要と結果

鯖江市環境教育支援センター指定管理者選定委員会において応募者からの申請書類の審査およびプレゼンテーションによる審査等を実施し、総合点数方式により採点を行い、合計点数が候補者選定基準以上であったので指定管理者の候補者として選定した。

(1) 選定理由

鯖江市環境教育支援センターの指定管理者に求められる「環境市民」の育成能力が高く、市内小中学校や環境まちづくり委員会、他の環境団体等との連携・ネットワークによる情報収集・発信力にも優れている。

また、就業規則の整備や労務管理への積極的な取り組みも評価でき、長年の運営実績に基づく安定した施設管理が期待できることから、指定管理者として適任であると評価された。

審査講評

団体名	内 容
特定非営利活動法人 エコプラザさばえ	<p>環境教育推進の拠点である鯖江市環境教育支援センターの指定管理者には、環境市民の育成に資する能力とともに、施設の適正な管理運営能力が求められる。</p> <p>特定非営利活動法人エコプラザさばえは、当該施設の指定管理を4期 17年半実施しており、この間に蓄積した環境学習における経験や知識が豊富であるが、これを基により高度でより質の高い活動をし、環境市民育成につなげたいとの強い意欲が感じられる。また、次世代を担う子どもへの環境教育に特に熱心に取り組んでおり、市内小中学校や環境まちづくり委員会および他の環境団体等との連携、ネットワークによる環境情報の収集および発信能力も優れている。</p> <p>また、施設管理面においても、就業規則の整備や定年制度の撤廃、育児・介護休業制度の法改正への対応など、職員の働きやすい環境づくりに積極的であり、労務管理やコンプライアンスの面でも高く評価される。加えて、長年の運営実績に基づく安定した施設管理も期待される。</p> <p>以上のことから、特定非営利活動法人エコプラザさばえは、鯖江市環境教育支援センター指定管理者として適任である。</p>

(2) 環境教育支援センター指定管理者選定委員会の構成

委員数 6名（民間4名、市職員2名）

委員長	近藤 友英	鯖江市市民生活部長
委 員	野尻 茂野	利用者代表（鯖江市連合女性会副会長）
委 員	山田 愛子	利用者代表（鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク理事）
委 員	山本 辰彦	学識経験者（税理士）
委 員	徳橋 利子	学識経験者（社会保険労務士）
委 員	峰田 光章	鯖江市行政管理課長

(3) 選定委員会開催経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和7年 7月23日	指定管理者募集要項の審査、選定基準の決定
第2回	令和7年10月14日	申請資格審査、応募者のプレゼンテーション、指定管理者候補者の選定

(4) 選定基準

鯖江市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に定める選定基準により、審査の観点および配点は次のとおりとした。(ただし、選定基準4については、申請者が1団体のみであること等により評点の対象から除外した。)

○選定基準ごとの審査の観点および配点ウエイト

選定基準	審査の観点	配点ウエイト
1 市民の平等な利用が図られること。	○市民の平等利用の確保	確保できないものは失格
2 市の環境関連条例や計画に基づいた政策推進のため、環境市民の育成を図る能力や知識を高める方策や取組みが明確であること。	○申請者の実績等 ○能力と知識を高める方策 ○申請者の安定性、信頼性	30
3 公の施設の効用を最大限に發揮すること。	○環境団体等との連携に関する考え方 ○上記連携に関する対応能力 ○利用者に対するサービスの向上と利用者増への取組み ○施設の機能を十分に生かした幅広い事業に関する取組み ○魅力ある企画・運営事業の提案の有無 ○事業計画書に記載された内容の実現性	30
4 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	○当該施設の管理運営にかかる経費縮減等 ※各申請者の点数 = 20 × 最低提案額／申請者提案額	除外
5 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。	○申請者の実績等 ○人的能力(管理運営組織)、物的能力 ○申請者の安定性、信頼性 ○申請者の取組み姿勢	20
	計	80

(5) 審査結果

団体名	特定非営利活動法人 エコプラザさばえ
選定基準 1	適
選定基準 2	1 3 6
選定基準 3	1 3 1
選定基準 4	—
選定基準 5	9 1
合計	3 5 8 / 4 0 0

※点数は、得点の合計

※配点合計 80点×5名=400点 (峰田委員欠席)